

# ○点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について

(平成23年12月27日岩運免第465号警察本部長)

[沿革] 平成26年2月岩運免第108号、平成26年5月岩運免第262号、平成29年2月岩運免第99号、令和3年3月4日岩運免第197号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

点数制度による行政処分事務に関する事務取扱要領（平成29年2月9日付け、岩運免第99号）の一部を次のように改正し、令和3年3月4日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領

### 第1 総 則

#### 1 目 的

この要領は、点数制度による行政処分事務について標準的な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

#### 2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (2) 「一般違反行為」とは、自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転に関し道路交通法(以下「法」という。)若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令(以下「令」という。)別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (3) 「特定違反行為」とは、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (4) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (5) 「違反報告書」とは、違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書、その他の報告書類で行政処分に関するものをいう。
- (6) 「違反等登録」とは、警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (7) 「抹消登録」とは、違反等登録を訂正抹消又は完全抹消する登録をいう。
- (8) 「違反等登録票」とは、違反等登録に関する違反登録票及び事故登録票をいう。
- (9) 「点数通報」とは、警察庁情報通信局情報管理課情報処理センターの端末装置から当県運転免許課の端末機器に送信された当該運転者の氏名、生年月日、本籍、違反歴、免許停止・免許取消歴に関するデータをいう。
- (10) 「点数通報書」とは、点数通報に基づき印字された運転者に関するデータの帳票をいう。
- (11) 「行政処分抹消(訂正)登録上申書」とは、人身事故等及び交通違反で行政処分

- 上申をしたものを抹消（訂正）登録上申する場合に用いる上申書をいう。
- (12) 「行政処分書」とは、違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する調査書類をいう。
  - (13) 「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
  - (14) 「行政指導」とは、行政手続法第2条第1項第6号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。
  - (15) 「免許の停止等」とは、免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
  - (16) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
  - (17) 「処分をした旨の通知」とは、法第90条第11項、第103条第9項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は法第104条の2の2第7項の規定による処分をした都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分をした旨の通知をいう。
  - (18) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は法第104条の2の2第3項の処分移送通知書をいう。
  - (19) 「処分事案の移送」とは、処分事由発生時における運転者の住所地が、他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、当県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分事案の移送をいう。
  - (20) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、当県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
  - (21) 「処分執行依頼」とは、処分時における被処分者の住所地が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、処分した当県公安委員会が、その者に対する処分書（道路交通法施行規則（以下「府令」という。）別記様式第19の3の3の処分書、別記様式第19の3の4の処分書又は別記様式第22の6の処分書をいう。）又は処分通知書（府令別記様式第13の3の処分通知書又は別記様式第13の4の処分通知書をいう。）（以下「処分書等」と総称する。）の交付について、その者の住所地を管轄する公安委員会に依頼して行うことをいう。
  - (22) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。
  - (23) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
  - (24) 「交通課長等」とは、警察署交通課長、交通機動隊副隊長及び高速道路交通警察隊副隊長をいう。
  - (25) 「取締り警察官等」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
  - (26) 「違反等登録票作成責任者」とは、警察署等において交通関係の事務処理に従事する警察職員で、登録票を作成する者をいう。
  - (27) 「審査責任者」とは、警察署等の交通担当幹部で、違反登録票に関する記載内容

等を点検する者をいう。

(28) 「審査責任者等」とは、審査責任者及び違反等登録票作成責任者をいう。

(29) 「点検責任者」とは、運転免許課の担当補佐で、行政処分書の点検及びそれに基づく警察署等の登録票作成責任者の指導、教養を行う者をいう。

(30) 「違反等登録審査官」とは、運転免許課の警部補以上の階級にある警察官で、警察署長等から送付された行政処分書の内容を審査する者をいう。

### 3 処分等の迅速性、的確性の確保

(1) 点数制度による行政処分は、警察庁情報処理センターに登録された違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであるから、これらの登録は迅速、的確に行うものとする。

(2) 行政処分は、運転不適格者を迅速、的確に排除することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時に明らかな事実に基づいて速やかに処分を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて被処分者についても、危険性の早期改善が図られるようにするものとする。

## 第2 警察署長等における審査責任者等の指定及び報告

### 1 審査責任者等の指定

(1) 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定するものとする。

(2) 警察署長等は、交通担当幹部の中から、交通違反及び人身事故に関する登録票に関する審査責任者を指定するものとする。

### 2 審査責任者等の報告

警察署長等は、異動等により審査責任者等を新たに指定した場合は、速やかに運転免許課に通知させるものとする。

## 第3 運転免許課長における点検責任者及び違反等登録審査官の指定

### 1 点検責任者の指定

運転免許課長は、行政処分担当の補佐を点検責任者に指定するものとする。

### 2 違反等登録審査官の指定

運転免許課長は、登録審査担当の警部補を違反等登録審査官に指定するものとする。

## 第4 違反等登録票の点検

### 1 違反行為の発見報告

(1) 取締り警察官は、点数評価の対象となる違反行為を発見したときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故の場合は、交通情報統合システムに必要事項を登録するものとする。

(2) 取締り警察官等は、点数制度による行政処分が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うものとする。

(3) 取締り警察官等は、作成した違反報告書に係る人身事故等が、後記第5の2の登録除外事由に該当すると認めるときは、違反報告書の所要欄にその意見を付記する

ものとする。

## 2 警察署長等の措置

### (1) 登録票の作成

警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、違反等登録票作成責任者に違反等登録票を作成させるものとする。

### (2) 登録票の点検

ア 審査責任者は、違反報告書の所要欄に、違反等登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、所要の整備をするものとする。

イ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度についての記載内容の不備又は事実の認定誤りがないかどうかを審査し、所要の整備をするものとする。

ウ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が後記第5の2の登録除外事由に該当すると認めたときは、別紙1の行政処分抹消（訂正）登録上申書により上申するものとする。

### (3) 行政処分書の送付

ア 行政処分書は、運転免許課長に送付するものとする。

イ 6点以上の点数がつけられることとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分書を送付するときは、違反報告書の所要欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。

この場合において、違反等登録票の報告期限までに関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

### (4) 行政処分書の送付期限

行政処分書の送付は、次の要領によって行うものとする。

#### ア 仮停止事案

(ア) 仮停止をした警察署長又は高速道路交通警察隊長は、直ちに運転免許課長に対し、当該事案の事故登録に必要な事項を運転免許課長に速やかに電話報告すること。

(イ) 前記(ア)の即報を受理した運転免許課長は、警察署長又は高速道路交通警察隊長から上申された行政処分原票によって、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、これによって直ちに事故登録を行うこと。

(ウ) 前記(イ)の即報を受理した場合において、当該事案について法第103条第1項、第2項若しくは第4項又は第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分（以下「本処分」という。）を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、直ちに当該移送先の都道府県警察に対し、仮停止を受けた者の生年月日、性別、氏名及び免許証番号を電話連絡すること（この場合において、電話連絡を受理した都道府県警察は、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取

の準備を行うこと)。

(エ) 警察署長又は高速道路交通警察隊長は、前記(ア)の電話報告をした後において、速やかに当該事案の本処分の手続きを行う公安委員会に対し、行政処分関係書類を運転免許課を経由して送付すること。

イ 人身事故等に係る事案(仮停止事案を除く。)

(ア) 当該事故の取調べの際に意見の聴取通知をした事案については、前記アの仮停止事案の例に準じた方法で行うこと。

(イ) 前記(ア)以外の人身事故等に係る事故登録票及びその他の交通切符等を適用しない違反等登録票については、事故発生又は違反を検挙した日の翌日(休日の場合は、その翌日)から10日以内に運転免許課に送達するよう行うこと。

ウ 前記ア、イに掲げる事案以外の事案

(ア) 警察署等において検挙した交通反則切符、交通切符、点数切符に係る違反等登録票は、違反を検挙した日の翌日(休日の場合は、その翌日)から5日以内に運転免許課に送達するよう行うこと。

(イ) 警察署等において交通反則切符又は交通切符等の違反報告書を受領した日の翌日(休日の場合は、その翌日)までに行政処分書の送付手続を終了するよう行うこと。

(5) 行政処分書の決裁等

ア 行政処分書の運転免許課への送付に関する事務は、審査責任者に専決させるものとする。

イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に搭載した事件のうち、違反等登録票を作成しなかったものを、捜査進捗状況簿(行政処分管理簿)の備考欄にその旨を明記しておくものとする。

ウ 警察署長等は、交通課長等に対し行政処分書の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて点検させ、違反発見報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないよう業務管理させるものとする。

エ 交通課長等は、行政処分書を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を運転免許課に連絡するものとする。

3 運転免許課長の措置

(1) 警察署長等から送付された行政処分書については、その受理の日又は遅くともその翌日(休日の場合は、その翌日)までの間において、内容を審査して登録を行うものとする。

(2) 点検責任者は、行政処分書の点検及びそれに基づく警察署等及び運転免許課の登録票作成責任者の指導、教養が十分に行われるようにするものとする。

第5 違反等登録

1 登録審査

違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分書に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるときは、交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。

この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別紙2の交通事故の不注意の程度の認定基準の「重い」、「軽い」の区分について行うものとする。

## 2 登録除外

違反等登録審査官は、行政処分書に係る事案について違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認めたときなどは、当該事案を違反等登録から除外し、交通事故に係る事案について別紙3の登録除外事由に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。

## 3 違反等登録の迅速処理

登録審査は、行政処分書の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来たすことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

## 4 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官に専決させるものとする。
- (2) 違反等登録審査官は、前記(1)によって専決した事務の取扱い状況を別紙4の送信データ処理状況表によって運転免許課長に報告するものとする。
- (3) 前記2の登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該登録除外を必要と認めた理由を書面に記載した上で、個々の事案について運転免許課長の決裁を受けるものとする。

## 5 登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻し、発生地を管轄する都道府県警察において登録の変更又は除外を行うものとする。

## 第6 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

### 1 行政処分等の調査と是正措置

運転免許課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

### 2 抹消登録の連絡の徹底

前記1の抹消登録した都道府県警察と当該違反等登録に係る運転者の住所地を管轄する都道府県警察が異なる場合は、抹消登録した都道府県警察の行政処分担当課長が、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話即報することとし、当該即報を受けた住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長は、前記1の措置を講ずるものとする。

### 3 運転免許を受けていない者への対応

- (1) 運転免許課長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、同人による運転免許の申請や受験相談の機会において、同人に対し、抹消登

録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、同人の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録するまでの間における行政処分等の有無を同人に対して確認するなど直ちに調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

- (2) 前記(1)において、運転免許を受けていない者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できない場合は、抹消登録した都道府県警察の行政処分担当課長が、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、別紙1-2の調査依頼書により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼する。

また、当該抹消登録した都道府県警察は、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係(以下「警察庁行政処分係」という。)に報告するものとする。

- (3) 前記(2)に基づく調査依頼を受けた都道府県警察の行政処分担当課長にあつては、前記(2)の調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づいた行政処分等が認められたときは、抹消登録した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密な連携を図りつつ、必要な措置を適切に講ずるものとする。

また、当該抹消登録した都道府県警察は、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

#### 4 違反等登録のある者による運転免許申請時等の適切な取扱いに向けた措置

- (1) 違反等登録のある者による運転免許申請や受験相談に対して適切な取扱いがなされるよう、当該窓口における警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聞き取り、照会結果と聞き取り内容が異なる場合の運転免許課(他の都道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の運転免許課)に対する確実な確認等について、運転免許課長は、必要な定めを置くとともに、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導、教養を行うものとする。

- (2) 前記(1)の運転免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置経過について、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう記録し、措置内容を明確にしておくよう、運転免許課長は、必要な定めを置くとともに、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導、教養を行うものとする。

### 第7 処分量定

#### 1 処分量定の方法

- (1) 免許の拒否、保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報を受理した運転免許課行政処分係において、点数通報書記載の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算したその者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が人的同一性の有無の確認は、点数通報書に記載されている違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定は、処分通報又は処分手配通報がなされてい

る場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従って、それと同一の処分量定を行うものとする。

(2) 免許の取消し、停止

点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する違反運転者に係る処分量定は、違反等登録を行う都道府県警察において、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が人的同一性の有無を確認した後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとるものとする。

ア 処分基準点数に該当するとき

(ア) 国際運転免許証等を所持する者の違反等登録を行った場合は、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて処分量定をする。

(イ) 国際運転免許証等を所持する者の違反等登録を行った場合、その者が県外居住者であるときは、点数通報書の備考欄に計算した点数を付記して、住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行う。

イ 処分基準点数に該当しないとき

当該違反行為に係る行政処分書を保存する。

2 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

(1) 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないかを調べ、その事情があるときは、処分量定をする者において点数計算をやり直し、その結果に基づいて処分量定をすること。

(2) 当該交通事故が別紙2の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものであるときは、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、「小」に該当すると認められた事故については、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

3 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事故の内容が定型的なものについては一括決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

## 第8 処分の移送等

### 1 処分移送通知書に関する事務

(1) 処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。添付を要すべき資料は、次に掲げる資料等の一部又は全部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

## ア 交通違反の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分書
- (イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定記録の写し
- (ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

## イ 交通事故の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分書
- (イ) 実況見分書の写し
- (ウ) 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し
- (エ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- (オ) その他違反事実の証明に必要な資料

- (2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、処分に必要な関係書類等が添付されているかどうか確認うえ、不備等があれば整備をしたものを送付するものとする。
- (3) 処分移送通知書の理由及び備考欄の記載は、府令別記様式第19については別紙5、府令別記様式第22の4については別紙6によって行うものとする。

## 2 処分事案又は違反者講習該当事案の移送

- (1) 処分事案の移送は、別紙7の「行政処分関係書類の送付について」によって行うものとする。
- (2) 違反者講習該当事案の移送は、別紙8の「違反者講習関係書類の送付書について」によって行うものとする。
- (3) 前記1の(1)及び(2)は、処分事案又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。
- (4) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長又は高速道路交通警察隊長において直送するものとする。

## 3 処分をした旨の通知及び処分執行依頼

- (1) 処分をした旨の通知及びその通知の際の処分執行依頼は、次により行うものとする。

ア 処分をした旨の通知の方法は、別紙9の「処分通知書(以下「通知書」という。)」を送付して行う。

イ 通知書を送付する際に併せて処分執行依頼をするときは、被処分者に交付する処分書等及び当該処分に係る行政処分書(処分(短縮)登録票の資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日及び処分短縮に関するコード以外のコードを記載したもの。)の写しを添付して行うこと。

ウ 被処分者に交付する処分書等の余白欄に当該処分執行依頼をする都道府県において独自の取扱事項を記載している場合にあつては、当該事項を抹消すること。

- (2) 処分執行依頼を受けた運転免許課の措置

被処分者に対し処分書等を交付するときは、当該処分書等の交付をした者において、処分書等に次の事項を記載して行うものとする。

処分書等本文の処分期間の始期及び終期並びに処分書等の交付(通知)年月日

## 第9 処分書等の交付

### 1 関係事務の集中処理

点数制度による行政処分事務は、警察庁情報処理センターの点数通報に基づいて処理されるものであるから、処分書等の交付に関する事務は、原則として運転免許課において集中的に処理するようにし、文書による出頭通知に応じない者又は所在をくまらずおそれのある者等に対する処分書等の交付に限り、警察署又は交通機動隊に行わせるようにするものとする。

## 2 運転免許課における事務処理方法

処分書等の交付及び出頭通知は、その事務量が極めて多いことから、その事務の処理いかんによっては処分の迅速性及び事務負担の増減に多大の影響を及ぼすことになるので、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 意見の聴取事案の処分書の交付を意見の聴取日に行う。
- (2) 停止処分者講習の実施日に、その実施場所において処分書等の交付及び停止処分者講習に関する事務を集中処理する。

## 3 行政処分台帳への記載

運転免許課長は、警察署から処分書等を交付した旨電話報告を受けた場合、行政処分事務取扱者に別紙10の「行政処分台帳」に交付年月日、時間、取扱者名等、必要事項を記載させるものとし、警察署長は、処分書等を交付した取扱者に別紙11の「行政処分台帳」に前記事項を記載させるとともに処分書を交付した都度、交付年月日、時間、取扱者名を運転免許課に電話報告させるものとする。

## 4 処分書等交付の際の留意事項

- (1) 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。
- (2) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから行うものとする。  
この際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。

- (3) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

ア 申立てが過去の違反行為について、その不存在を理由とするものである場合

(ア) その者が、免許を受けている者であるときは、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付するものとする。

(イ) その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等において一致する場合であっても、なお、同名異人の違反行為である場合があることを考慮して、人的同一性の確認をしたのち、処分書等を交付するものとする。

イ 申立てが過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合当該告知を受けた者において違反行為の発生日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分書の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

ウ 申立てが当該違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである

場合、当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査するものとする。

#### 第10 行政処分台帳の適正な管理

- (1) 別紙12の「行政処分台帳等の送付について（以下「台帳送付書」という。）」により、行政処分台帳の送付を受けた場合は、警察署における免許事務に従事する警察職員（以下「取扱者」という。）が行政処分台帳と運転免許停止処分書及び運転免許取消処分書を照合し、受理件数を確認の上、警察署長の決裁を受け、行政処分台帳は台帳綴りに、台帳送付書は簿冊に編綴し、施錠できるキャビネット等に保管するものとする。
- (2) 取扱者は、台帳送付書の受領書欄に所要事項を記載し、押印の上、速やかに運転免許課長に返送するものとする。
- (3) 台帳送付書及び行政処分台帳の保存期間は在年とし、処分執行及び処分期間が満了して被処分者に免許証の返還が行われ、受理した件数の処分執行等が全て完結したものは、1年保存とし警察署長の決裁を受けた後に裁断処理する等、確実に廃棄すること。

#### 第11 運転免許証の適正な管理

- (1) 台帳送付書により運転免許証の送付を受けた場合は、取扱者が、台帳送付書と免許証を照合し、受理件数を確認の上、施錠できるキャビネット等に保管するものとする。  
取扱者は、保管中の停止処分等の免許証について更新期間を確認し、保管期間の失効及び停止期間満了免許証の返還防止のため定期的に点検するものとする。
- (2) 取扱者は、免許の効力の停止等を受けていた者が、免許証の返還を求めてきた場合は、行政処分台帳等で処分期間が満了していること及び本人（本人の委任を受けた「代理人」を含む。）であることを確認した上で返還時、別紙13の「受領書」に処分内容を記載し、返還年月日・氏名・生年月日を受領者に記載させ、作成された受領書にあつては、短期、中期、長期、取消し毎に区分し、台帳に綴り保管すること。
- (3) 取扱者は、免許の取消等の処分書等の交付時に、当該取消等免許証の返納届を受理した場合は、速やかに取消等免許証及び返納届を運転免許課へ送付するものとする。
- (4) 前記(3)の送付を受けた場合は、行政処分係が取消処分者一覧と取消等免許証及び返納届を照合し、返納届は届出綴りに、取消等免許証は6か月間、施錠できるキャビネット等に保管するものとする。

#### 第12 閉庁時における執行処分等の対応

閉庁時（夜間、休日）における処分執行、免許証の返還等の対応については、当直責任者又は当直交通係員に確実に引き継ぎを行い、処分対象者に不利益が生じないよう配慮すること。

#### 第13 処分登録等

##### 1 処分登録

- (1) 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

(2) 処分登録は、被処分者に対し、処分書等を交付した都道府県警察において行うものとする。

## 2 処分猶予に関する登録

(1) 処分猶予に関する登録は、運転免許課長の決裁を受けた後でなければ行っていないものとする。

(2) 処分猶予登録が適正に行われるようにするため、運転免許課長の決裁後、決裁書面の欄外に登録年月日印を押印するものとする。

(3) 処分を猶予したことの通知

処分猶予としたときは、被処分猶予者に対し、別紙14の「運転免許の行政処分猶予通知書」によりその者の処分基準該当点数、処分猶予とした理由及び違反、事故等の発生日から1年以内に再び違反行為等をしたときは、処分猶予とされた違反等が累積されて、重い処分を受けることがある旨を通知し、将来における行政処分等について紛議を生じないようにするものとする。

## 3 処分手配登録

(1) 他の都道府県公安委員に対する処分書等の送付

他の都道府県公安委員に対する処分書等の送付は、処分手配登録をしたのち、送付するものとする。

(2) その他の事案

前記(1)以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

ア 1回目の出頭通知において所在不明と認めた者

イ 2回目の出頭通知に応じない者

ウ その他、処分手配登録を必要と認めた者

(3) 違反者講習に係る事案

違反者講習通知において、所在不明と認めた者に対する登録

## 4 処分短縮登録

(1) 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

(2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

(3) 処分を受けた後に本県に住所を変更した者から処分者講習の申出があったときにおける当該処分短縮登録は、次により行うものとする。

ア 講習を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認する。

イ 住所変更について免許証記載事項変更の手続きをとらせる。

ウ 処分管轄都道府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認する。

エ 処分の短縮を決定したときは、前記ウによって作成した処分短縮登録票によって短縮登録をする。

## 5 長期未執行者等に対する早期処分執行

(1) 取扱者は、運転免許課長から警察署長等に対して毎月発出される「行政処分未執行状況等の通報について」に基づき、行政処分未執行者を把握し、未執行者に対し出頭連絡を積極的に行うほか、所在不明者については追跡調査を徹底するなど、長

期間放置状態とならないよう早期処分執行に努めること。

- (2) 出頭指定日に出頭しなかった者に対しては追跡調査を行い、別紙15の「行政処分未執行者一覧表」に登載のうえ、備考欄に処分執行日を記載し、別紙16の「行政処分未執行者等連絡状況表」に連絡・呼出し状況を確実に記録化し早期処分執行に努めること。

## 第14 その他

### 1 行政処分書等の保存

行政処分書等の保存は、次の要領で行うものとする。

- (1) 行政処分をした事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、次の区分により保存すること。

ア 一般違反行為を理由として処分した事案8年

イ 特定違反行為を理由として処分した事案13年

- (2) 処分を決定したが、処分書等未交付の事案で、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること。(当該事案について処分書等の交付が行われたものについては、前記(1)により保管すること。)その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案10年3か月

イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案15年3か月

- (3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。

- (4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次の方法で整理保存すること。

ア 交通違反

警察署等の別に当該違反の発生日順に整理し、13年間保存する。

イ 交通事故

発生日順に整理し、13年間保存する。

### 2 点数制度の広報

- (1) 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用する等により点数制度の周知に努めるものとする。
- (2) 取締り警察官等に対する指導教養を徹底し、交通取締りの際において違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点について質問があったときは、交通事故の点数は、後日処分書等の交付又は警告通知をもって知らされる旨を教えるものとし、取締り警察官等において計算した点数を教えることがないようにするものとする。

### 3 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、運転免許課と連絡を密にし、その執行の確保に努めるものとする。

また、法第104条の3第2項の出頭命令及び第3項の免許証の保管の制度を活用するものとする。

#### 4 処分を受けている者の無免許運転の防止

- (1) 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上 of 免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で停止処分者講習を受けない者については、取締り警察官等による計画的な監視、指導を行うものとする。
- (2) 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導の徹底を期するものとする。